

滝沢市自治基本条例検証委員会の委員を募集します

◆滝沢市自治基本条例検証委員会委員の役割

滝沢市自治基本条例検証委員会は、自治基本条例の運用状況や地域づくりについて、検証や調査研究を行う市長の諮問機関として設置され、委員会は、公募による市民、学識経験者、各種団体の役職員など10人以内で構成されます。

委員は、限られた範囲での要望や苦情を述べるのではなく、地域づくりについて、市民目線に立ち、幅広い視野と公平な立場で意見を発する役割を担います。

◆滝沢市自治基本条例について

滝沢市は、市民が主体的に地域活動に取り組み、みんなが幸せに暮らせる地域づくりを推進したいと考えています。そのために必要となるのが、基本となる原則や市民、行政、議会の役割分担など、みんなが共有する地域のルールであり、滝沢市自治基本条例は、自治における「みんなが共有する地域のルール」として制定されました。

◆募集要項

○募集人員 2人程度

○応募資格

- (1) 18歳以上で、市内に住所がある、または通勤、通学している人
- (2) 検証委員会に出席できる人

○任期4年

○会議の予定

- (1) 任期中の会議開催は年2回程度で、1回当たりの会議時間は約2時間です。
- (2) 会議は、平日の日中に主に市役所内の会議室で開催します。

○報酬及び旅費

- (1) 報酬 会議への出席1回ごとに7千円（源泉徴収あり。）
- (2) 旅費 滝沢市旅費規程に基づき支給（自宅～会議開催場所の往復距離8キロ以上の場合支給します。）

○応募書類

- ・申込書（住所、氏名等必要事項をご記入ください。）
- ・作文400字以内「地域づくりについて」（日頃から地域活動に参加している場合はその内容と、これからの地域活動をどのような想いで実践するか、地域活動に参加していない場合は、今後どのような活動をしたいかを記述してください。）

○応募方法

2月12日（金）までに市役所地域づくり推進課（☎ 656-6506、Eメール sankaku@city.takizawa.iwate.jp）に直接提出、郵送または電子メールで申し込みください。提出された書類により選考後、結果を通知します。